

文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(新旧対照表)

1 概要

道路占用料については、3年に1度行われている固定資産税評価の評価替えに合わせ、その翌年に占用料の改定を行っている。この度、令和6年の評価替えを踏まえ、令和7年4月に占用料の改定を行う。

2 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例(昭和28年6月文京区条例第13号)新旧対照表

別表(第二条関係)道路占用料金表				——は改正部分を示す。	
占 用 物 件		単 位	占 用 料		
			新	旧	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱 [3条以下の電線]	1本につき 1年	12, 300円	11, 400円	
	第二種電柱 [4・5条の電線]		19, 000円	17, 500円	
	第三種電柱 [6条以上の電線]		25, 600円	23, 700円	
	第一種電話柱 [3条以下の電線]		9, 260円	7, 720円	
	第二種電話柱 [4・5条の電線]		14, 800円	12, 400円	
	第三種電話柱 [6条以上の電線]		20, 400円	17, 000円	
	その他の柱類 [支線柱]		1, 100円	1, 020円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	110円	100円	
	地下に設ける電線その他の線類		66円	61円	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	10, 800円	10, 000円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき 1年	6, 620円	6, 140円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	22, 000円	20, 400円	
	広告塔	表示面積1㎡につき 1年	80, 000円	74, 200円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき 1年	22, 000円	19, 400円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件 [地下管路]	外径が0. 04m未満のもの	長さ1mにつき 1年	260円	220円	
	外径が0. 04m以上0. 07m未満のもの		460円	420円	
	外径が0. 07m以上0. 1m未満のもの		660円	610円	
	外径が0. 1m以上0. 15m未満のもの		990円	910円	
	外径が0. 15m以上0. 2m未満のもの		1, 320円	1, 220円	
	外径が0. 2m以上0. 3m未満のもの		1, 980円	1, 830円	
	外径が0. 3m以上0. 4m未満のもの		2, 650円	2, 460円	
	外径が0. 4m以上0. 7m未満のもの		4, 640円	4, 290円	
	外径が0. 7m以上1m未満のもの		6, 620円	6, 140円	
	外径が1m以上のもの		13, 200円	12, 200円	
	法32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1㎡につき 1年	17, 700円	14, 800円	

法32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1㎡につき	1年	22, 000円	19, 400円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき	1年	Aに0. 004を乗じて得た額	Aに0. 004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0. 006を乗じて得た額	Aに0. 006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0. 007を乗じて得た額	Aに0. 007を乗じて得た額
	上空に設ける通路				40, 000円	37, 000円
	地下に設ける通路				24, 000円	22, 200円
	その他のもの				25, 300円	21, 900円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に [祭礼等の露店] 設けるもの		占用面積1㎡につき	1日	800円	730円
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1㎡につき	1年	80, 000円	74, 200円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1㎡につき	1年	80, 000円	74, 200円
	標識		1本につき	1年	17, 600円	16, 300円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡又は1本につき	1日	800円	730円
		その他のもの	占用面積1㎡又は1本につき	1年	80, 000円	74, 200円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき	1年	800, 900円	743, 400円
		その他のもの			400, 400円	371, 600円
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき	1年	22, 000円
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1㎡につき	1年	Aに0. 024を乗じて得た額	Aに0. 024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	板囲、足場その他の工事用施設及び令第7条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき	1年	36, 200円	30, 200円
	危険防止施設				10, 940円	9, 120円
	詰所				80, 000円	70, 300円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1㎡につき	1年	22, 000円	19, 400円
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1㎡につき	1年	Aに0. 006を乗じて得た額	Aに0. 006を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0. 008を乗じて得た額	Aに0. 008を乗じて得た額
		階数が3のもの			Aに0. 011を乗じて得た額	Aに0. 011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			Aに0. 012を乗じて得た額	Aに0. 012を乗じて得た額
	地下に設けるもの	階数が1のもの			Aに0. 004を乗じて得た額	Aに0. 004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0. 006を乗じて得た額	Aに0. 006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0. 007を乗じて得た額	Aに0. 007を乗じて得た額
	その他のもの				Aに0. 024を乗じて得た額	Aに0. 024を乗じて得た額
	令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			階数が1のもの	占用面積1㎡につき
階数が2のもの			Aに0. 008を乗じて得た額	Aに0. 008を乗じて得た額		
階数が3のもの			Aに0. 011を乗じて得た額	Aに0. 011を乗じて得た額		
階数が4以上のもの			Aに0. 012を乗じて得た額	Aに0. 012を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0. 006を乗じて得た額	Aに0. 006を乗じて得た額			

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの				Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車止め装置その他の駐車用設備		占有面積1㎡につき	1年	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの				Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額

Aは近傍類似の土地の時価を表す。